

第1回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 開催報告

1 日時：平成28年5月31日（火）13：30～15：30

2 場所：コラッセふくしま 4階 「多目的ホール」

3 部会員出席者（50音順、敬称略）（部会員名簿は裏面のとおり）

[出席] 安達豪希、太平哲也、加茂憲一、菅野晴隆、齋藤広幸、塩谷弘康、
津金昌一郎、寶澤 篤

[欠席] 星 北斗

4 事務局等出席者

[福島県]

井出孝利 保健福祉部長、小林弘幸 県民健康調査課長

[福島県立医科大学]

高橋秀人 放射線医学県民健康管理センター情報管理・統計室長

5 部会長選出について

互選により、部会長に津金部会員が選出され、副部会長に寶澤部会員が部会長により指名された。

6 議事

(1) 説明事項

ア 検討部会の役割 資料1

イ 検討部会における検討項目 資料2

ウ 県民健康調査及びデータベースの概要

県立医科大学におけるデータ利用のルールやセキュリティの状況について、次回の検討部会で説明するよう要請があった。

(2) 検討事項 資料4

主な意見等は別紙のとおり。

(3) その他

第2回の検討部会は、7月下旬から8月上旬の開催予定とした。

〔参考〕検討部会での配布資料

資料1 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会の役割について

資料2 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会における検討項目

資料3-1 県民健康調査の概要について（未添付）

資料3-2 県民健康調査データベースの概要について（未添付）

資料4 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会での論点（案）

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 部会員名簿

平成 28 年 5 月 31 日

50 音順 ・ 敬称略

氏 名	現 職
あだち ごうき 安達 豪希	福島県保健福祉部 次長（健康衛生担当）
おおひら てつや 大平 哲也	公立大学法人福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター 健康調査支援部門長
かも けんいち 加茂 憲一	北海道公立大学法人札幌医科大学 医療人育成センター数学・情報科学講座 准教授
かんの はるとか 菅野 晴隆	福島県弁護士会 弁護士
さいとう ひろゆき 齋藤 広幸	公立大学法人会津大学 復興支援センター 上級准教授
しおや ひろやす 塩谷 弘康	国立大学法人福島大学 人文社会学群行政政策学類（法社会学担当） 教授
つがね しょういちろう 津金 昌一郎	国立研究開発法人国立がん研究センター 社会と健康研究センター長
ほうざわ あつし 寶澤 篤	国立大学法人東北大学 東北メディカル・メガバンク機構予防医学・疫学部門 教授
ほし ほと 星 北斗	一般社団法人福島県医師会 副会長

1 データについて

(1) データ提供の対象とする研究

- ・対象とする研究の「公益性」については、明確な判断基準を設けて審査する必要がある。
- ・公表の方法について、「学术论文等」という表現は解釈によって受け止め方が違うため、「学术论文」や「学会発表」など、想定されるものを明示すべきである。

(2) 提供するデータ

- ・データベースに保存されている県民健康調査のデータのうち、重複や誤記等を洗い出して整備したものとする。

(3) 提供するデータの性質

ア データの性質

- ・個人情報として取扱うため、取扱ルールを厳しくすべきである。
- ・特定の個人が識別されないよう配慮が必要である。

イ データ提供の根拠

- ・福島県個人情報保護条例に基づき学術研究目的での提供を行うとの考え方が了承された。

ウ 調査対象者の同意

- ・現在取得している同意書の内容には第三者への提供は含まれていないと解すべきである。
- ・「学術研究」目的の提供であれば、条例を根拠に同意の取り直しは不要だが、データ提供が県民の利益につながることにについて県民に丁寧に説明し、理解を求める必要がある。
- ・県民の抱く不安への対応として、オプトアウト（個人情報の第三者提供に関し本人の求めに応じてその提供を停止すること）の導入は、県民の個人情報保護への配慮上大切なことではある。しかしながら、申出が多数に上れば研究の精度を欠くことにもつながることから、その方法や期間設定等について慎重に検討する必要がある。

エ 匿名化の理由及び方法

- ・匿名化の具体的な方法については、技術的な部分を今後検討する。

オ 匿名化の妥当性の判断

- ・個々の研究毎に審査委員会で判断することについて了承された。

(4) 提供するデータの形式

- ・予め作成するデータ目録から提供することについて了承された。

(5) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針との関係

- ・データを提供する場合及び利用する場合の両方について倫理指針が適用される。
- ・データ利用を行う研究者が所属する研究機関での倫理審査委員会を必ず通すこととすべきである。

※「2 データの提供先」、「3 審査委員会」、「4 審査基準」等については、次回以降の検討部会で議論していただく。

以上